令和４年３月 10 日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
母子保健担当理事　三宅　　泉

例外的な取扱いとして接種券が届いていない 5～11 歳未満の者に対して新型コロナワクチン接種の実施する際の事務運用について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

【こちらの件の問い合わせ先】鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当　広 崎　繁 雄
TEL：0467-22-1245　Mobile：090-8476-1245　Mail to：kcma.yoboseshu@kcma.jp

---

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

例外的な取扱として接種券が届いていない５歳以上 11 歳以下の者に対して
新型コロナワクチン接種を実施する際の事務運用について

「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（自治体向け）の改訂について（７版）」令和４年２月 22 日付(健Ⅱ568F)にて、小児（５歳以上 11 歳以下の者）に対する接種券を活用した接種実施の事務運用を貴会宛ご案内いたしました。

今般、厚生労働省より、各都道府県衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡では、ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、準備していたワクチンの廃棄を防ぐために、急遽接種を希望する者を募って接種を行う場合等、市区町村からの接種券発行を待つことが必ずしも適当ではない場合の例外的な対応として、接種券が届いていない小児（５歳以上 11 歳以下の者）に対しては、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」令和３年 11 月 30 日付(健Ⅱ421F)の記２と同様の事務運用を示すものです 。

また、「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」令和４年１月 27 日付(健Ⅱ522F)を参照し、地域の実情に応じた柔軟な対応を求めています。